

[仮訳]

2004年2月5日

プレスリリース

IOSCO(証券監督者国際機構)は金融犯罪に対抗して 国際資本市場の強化に乗り出す

IOSCO(証券監督者国際機構)は、最近の目立つ証券犯罪や市場濫用事件に対処するための措置を講じている。本日のマドリッド会合において、IOSCO専門委員会は、議長の下に、この分野におけるIOSCOの対応を形成・調整するため、数多くのメンバー当局の議長クラスから成る特別なタスクフォース(作業部会)を設置した。

タスクフォースは、優先事項として、以下について取り組む。

- ・ 債券市場の透明性への懸念、規制対象外の機関の役割、複雑なグループ構造の役割、適切なレベルの制裁など、最近の問題事案から生ずる潜在的な新しい課題を明らかにすること。
- ・ 国際協力に関する現行のメカニズムを含む、既存の基準の見直し。
- ・ 規制当局によるリスク認識・評価の改善、非協力かつ規制の不十分な国・地域への注意など、規制上の適切なインセンティブ提供を目指した対応の提案。

最近の会計・監査の違法行為の露呈は、IOSCO専門委員会やそのメンバーの証券当局が講じてきた企業の情報開示や公開企業の監査の品質に関するイニシアティブ(主導的役割)が、非常に重要であることを強調するものである。高品質の会計原則や公開企業の高品質の監査は、証券市場の適切な機能発揮および投資家保護のために非常に重要である。こうしたイニシアティブにおける国際的努力は、2000年5月にIOSCOが国際会計基準に関する決議を行った際に開始され、2001年始めに明らかになった会計・開示・監査の違法行為に対応して継続された。

過去2年間、専門委員会は、以下を目指した一連の原則ステートメントを公表した。

- ・ 公開企業による重要情報の開示を強化するための改革の促進
- ・ 公開企業の監査の品質の改善
- ・ 監査人の独立性の強化
- ・ 監査人監督制度の確立

これらの原則ステートメントは、2003年10月にIOSCO全メンバーにより承認された。

また、専門委員会は、金融アナリストや信用格付機関が対処すべき利益相反に関する報告書と原則ステートメントを公表した。そして、2002年、IOSCOは、証券規制当局が国際的な証券犯罪について国境を越えた調査を実施する能力を高めるための重要な新しい手法として、当局間の協力および情報共有に関する多国間MOUを採択した。これら原則ステートメントと報告書のリストが添付されている。

会計や監査に関するIOSCOおよびそのメンバーの活動は、金融安定化フォーラム(FSF)、国際会計基準審議会(IASB)や国際会計士連盟(IFAC)のような、内外の権限を有する機関との緊密な協力の下で、進められてきている。

IOSCO専門委員会のアンドリュー・シェン議長(香港)は、「各国当局は、IOSCOにより策定された開示、監査、利益相反および情報共有・協力に関する原則を実施するため、協調して努力している。我々は、金融犯罪に対抗して金融市場を強化するために協働していく。」と述べている。

最近の事件は、公開企業の会計・開示慣行・監査について内外当局による不断の警戒が必要であることを明らかにするものである。しかし、IOSCOは、公開企業における開示・会計・監査の違法行為を防ぐ任務は、主に、それら企業の取締役会や経営者および監査人にあることを強調する。それら企業の経営者や会計事務所は、あらゆる規制上の改革を補って、事件発生を防ぐ企業文化を創出するため、内部手続・統制およびコーポレート・ガバナンス(企業統治)機構の見直しや改革に着手しなければならない。

IOSCO専門委員会はまた、会合において、監査人の独立性・監督に関するIOSCOの原則ステートメントの進捗状況を評価すること、投信業界におけるレイト・トレーディング(事後取引)、マーケット・タイミング(短期取引)、投信のガバナンスに関する基準を整備することを決定した。

また、IOSCO専門委員会は、米国SEC(証券取引委員会)のロエル・カンポス委員の議長職の下、来たる数か月間で信用格付機関の行動規範(code of conduct)を整備するため、特別な作業部会を設置した。

カンポス委員は、「私は、信用格付機関の貢献とともに、このプロジェクトが早急かつ成功裏に完了するものと楽観している。」と述べている。

詳細情報は以下の連絡先まで

フィリップ・リチャード

IOSCO事務局長

Tel : (3491)-417-5549

Fax : (3491)-555-9368

Email : mail@oicv.iosco.org

IOSCOステートメント・報告書リスト

「IOSCO多国間MOU(証券情報の交換取極)」2002年5月(IOSCO公表資料126号)

「上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する原則」2002年10月(IOSCO公表資料132号)

「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」2002年10月(IOSCO公表資料133号)

「監査人の監督に関する原則」2002年10月(IOSCO公表資料134号)

「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析(MD & A)に関する一般原則」2003年2月(IOSCO公表資料141号)

「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」2003年9月(IOSCO公表資料150号)

「信用格付機関の活動に関する原則」2003年9月(IOSCO公表資料151号)

「アナリストの利益相反に関する報告書」2003年9月(IOSCO公表資料152号)

「信用格付機関の活動に関する報告書」2003年9月(IOSCO公表資料153号)